

武石委員長 | ただいまから、議会運営委員会を開く。
中面委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として西内隆純議員の出席を求めているので御了承願う。
本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

武石委員長 | まず、6月定例会の日程及び運営についてである。最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(小谷総務部長、説明)

※公共交通再構築関連予算案については、別途追加で提案する予定。

武石委員長 | 質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

武石委員長 | 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。6月定例会の日程については、3月19日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり6月20日金曜日開会、7月4日金曜日閉会ということで会期は15日間とし、会議日程については資料1の日程表をごらんいただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

(3) 質問者(会派)の発言順序

武石委員長 | 次に、質問者の発言順序についてである。申し合わせによると自由民主党4名、日本共産党1名、公明党1名、県政会1名の計7名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

第1日目の6月25日水曜日は、自由民主党、日本共産党、公明党

第2日目の6月26日木曜日は、県政会、自由民主党、自由民主党

第3日目の6月27日金曜日は、自由民主党

の順序になるかと存じますが、これに御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

(4) 発言者の制限時間等

武石委員長 | 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、各会派の最初の1人に

については50分以内、2人目からは40分以内とし、発言回数については3回以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(5) 発言者の届け出

武石委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。県民に広報するための本会議における発言者の届け出について、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう御協力願う。

(6) 発言通告書の提出期限

武石委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。申し合わせでは質問第1日目の前日の正午となっているので、6月24日火曜日の正午ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで「発言者の良識により具体的に記載する」ことになっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(7) 請願書の受理期限

武石委員長 次に、請願書の受理期限についてである。申し合わせでは委員会付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月25日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(8) 閉会中の常任委員会委員長報告

武石委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回、産業振興土木委員会の委員長から委員長報告を行いたいとの申し出があったので報告する。

(9) 新任の説明員の紹介

武石委員長 次に、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてである。新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後、行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

2. 高知県都市計画審議会委員の推薦について

武石委員長

次に、5 ページの資料 5、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。

都市計画審議会委員については、現在、坂本孝幸議員と中内桂郎議員が就任しているが、平成26年7月31日で任期が終了するので、今回、資料5のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。

平成17年2月16日の議運により、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度、検討することとなっている。委員の任期は平成28年7月31日までの2年間であるが、議員の任期が来年4月29日までであるので、それまでの就任ということになる。

この件については、会派に持ち帰り、次回の議運で御協議願うことで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

3. 南海地震発生時における議員活動指針の見直しについて

武石委員長

次に、南海地震発生時における議員活動指針の見直しについてである。

7 ページの資料 6 をごらんいただきたい。

これは、東日本大震災の際、東北3県の議会が、どのような体制でどのような活動を行ったのかを、整理したものである。

それぞれの県議会では、発災後1週間までの早い時期に、議会において「災害対策本部」や「特別委員会」などの体制を整備し、災害対策活動に取り組んでいることがわかる。

私も、東北に政務調査で出向き、直接県議会議員の皆様に聞いたところによると、選挙区の市町村災害対策本部に出入りするにもどのような立場によるかが不明確であり、どのような権限があるか裏づけが乏しく、調査活動においても、自家用車の燃料がなく動けない等、発災後の活動に支障を来す面があったとのこと。宮城県議会においては、活動の根拠として全員の構成による特別委員会を設置し、発災後の活動を行うこととしたとのことであった。本県議会においても、指針は策定したところであるが、具体的にどう活動するのか、どのような権限で活動を行うのかを深掘りし、根拠を持たせる必要があると思い、今回提案をさせていただいた。

議会及び議員が適時適切に活動していくためには、このような体制を整備すること、また、議会としての活動はもとより、地域における議員の活動内容やそれを議会活動としてどう位置づけるかといったことを明確にしておく必要があり、この指針の見直しに、いち早く取り組むべきであると考え、本日の協議事項にあげさせていただいた。

それでは、資料について事務局より説明させる。

川村総務課長

それでは、資料6について説明させていただく。先ほど委員長から紹介があったが、東日本大震災の際に東北3県が議会として、どのような体制でどのような活動を行ったかをホームページ等の資料をもとに整理したものである。3県の取り組み状況を見ると、宮城県は当初から特別委員会を立ち上げ、岩手、福島県は初期段階では議会連絡本部、議会災害対策本部を立ち上げ、状況が一定落ち着いた段階で特別委員会に移行している。3県とも発災後1週間以内に組

織の体制を整え、初期段階では被災状況、住民要望を把握し、県の執行部や国への要請要望活動を行い、状況が一定落ち着いた段階で復旧・復興対策の活動にシフトしていった状況がうかがえる。

別途資料として配付している本県の議員活動指針においては、発災後5日目に各派代表者会を立ち上げて、議会としての対応を協議、検討していくという形になっている。これは、発災初期は本人、家族の安全確保や地域での支援活動その他状況の把握に一定の時間が必要であるという考え方によるものである。議会が組織的かつ速やかに災害対策に取り組んでいく上においては、3県の取り組みも一定参考になるのではないかと考えている。

また、議会が災害対策に取り組んでいく上においては、議員一人一人の活動、県の災害対策本部との情報交換などの連携が非常に大切になると思われるが、公表資料等ではそういった細かい部分が見えてこない。お手元の資料でも、岩手県の活動の中に県の災害対策本部へのオブザーバー参加の記述があり、福島県議会のほうでは災害対策本部活動計画のところで議員の地域活動に触れた部分があるが、いずれも具体的な内容までは見えてこない。先ほど委員長が宮城県での視察結果を踏まえた課題意識を述べられたが、地震発生後の議会としての活動、そのベースとなる議員活動の具体的な内容、その活動がどのような位置づけを持っていたのか、あるいは活動の上でどのような課題があったのかなどについて、引き続き3県から情報の収集等を行い、改めて提供させていただきたいと考えている。

武石委員長

先ほど説明のあった、南海地震発生時における議員活動指針の見直しを議会運営委員会の場で、協議してはと存ずるが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、指針については、議運の場で見直しを協議していくことで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

見直しの今後の進め方であるが、当面の作業として、資料6にあるような議会活動を行っていく上で、どのような課題があったのか、また、議員がどういった地域活動を行い、その活動の中でどのような課題があったのかなどについて整理した上で、一定の検討段階において、現地に赴いて調査するといったこともする必要があるのではないかと存ずる。したがって、この件については、じっくりと協議するために、議会運営委員会において、他の事項と切り離して、別途日程を確保し、協議を行っていききたいと存ずるが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、この見直しの協議を行うにあたっての今後のスケジュールについては、検討を行うための課題等の洗い出しを含め、7月4日の閉会後に議会運営委員会を開催し、協議することにしたいと存ずるがいかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、今後のスケジュールと検討課題等について協議するため、7月4日の閉会後に議運を開催することで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
なお、開催時刻については、本会議の閉会時刻にもよるが、午後1時を目途とする。
次に、今後の協議にあたっては、より充実した協議が行えるよう、執行部にも出席を要請するとともに、報道機関や傍聴者のスペースを確保したいので、協議のための会場を委員会室に設けたいと存するが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、協議の会場については、委員会室とし、傍聴定員は委員会に準じて6名とすることで、御異議ないか

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
次に、この南海地震発生時における議員活動指針の見直しにあたっては、課題の整理を行った一定の検討段階において、東北3県に赴いて調査を実施することとし、これを議会運営委員会の調査出張として位置づけることでいかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、東北3県に赴いて調査を実施することとし、これを議運の出張と位置づけ、調査出張の日程等については、指針の見直しについてのスケジュール等を協議する後日の議運において、検討することにしたいと存するが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

4. 議会運営委員会の調査出張について

武石委員長

次に、議会運営委員会の調査出張についてである。
この件については、先ほど協議したとおり、東北3県での調査を実施するということにしたいと存する。

5. その他

(1) 広報コーナーの設置及び傍聴受付場所の変更

武石委員長 次に、その他の件であるが、8ページの資料7、広報コーナーの設置と傍聴受付場所の変更について、事務局から、説明がある。

(楠瀬議事課長、説明)

- ・ 6月定例会の期間中、正面玄関入口北に広報コーナーとして、掲示板を設置する。
- ・ 傍聴受付については、1階階段北側に変更する。

武石委員長 意見があれば、どうぞ。

(なし)

(2) その他

武石委員長 次に、その他である。
浜田議長より報告がある。

浜田議長 年度当初の議運で引き続き調査を行うと報告した西岡前議員の政務活動費の調査について、報告する。昨日、議会事務局を通じて秘書の横山氏と連絡をとり、確認したところによると、西岡前議員は現在も県外で療養中ということである。4月にも報告したとおり、病状回復後は議会に挨拶に来られると申しており、その時点で、本人と面談をして調査への協力を求めていると考えている。また、議会への来訪が遅いようであれば、こちらから面談の申し入れも行っていくという形は継続していきたい。

武石委員長 ただいま、浜田議長から報告があったが、今後も引き続き、その調査状況については、報告をいただけるとのことであるので、御了承願う。
最後にその他で、何かあるか。

(なし)

武石委員長 それでは、6月定例会の議事運営に関する協議事項は以上である。
次回の議会運営委員会は、特別の事情がなければ、質問最終日の6月27日金曜日の午前9時から開催する。協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。